

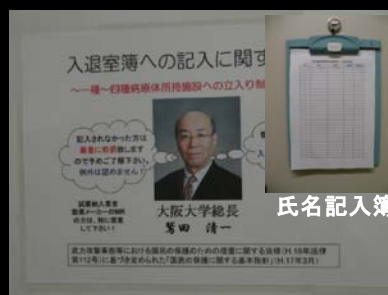
6. 入室制限について

厚生労働大臣が指定する病原体（一種病原体～四種病原体）を取り扱う検査室は、図6に示すように検査室への入室制限を行わなければいけません。簡単に言えば四種病原体である腸管出血性大腸菌、赤痢菌、結核菌（多剤耐性結核菌を除く）、クリプトスポリジウムなどを扱っている検査室は全て入退室記録簿を配置しなければいけません。

図6.安全検査室（P-3）：阪大病院



微生物検査室・正面ドア



P-2 前室内ドア



P-2 前室内手洗い：退室者用



災害時入室セット